

令和3年12月6日

貿易登録事業者 各位

広島商工会議所
産業・地域振興部産業振興課

「貿易関係証明」オンライン発給の開始について
(ご案内)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本所事業活動につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本所では、従来の書面による窓口発給に加えて、貿易関係証明（原産地証明書（日本産・外国産）、インボイス証明、サイン証明）のオンライン発給を令和4年1月4日（火）より開始いたします。今後オンライン発給を希望される場合には、下記をご参照いただき、お手続きをお願いいたします。

敬 具

記

1. 発給開始日

令和4年1月4日（火）～（※従来の書面による窓口発給も継続します）

2. オンライン発給可能な証明書

- (1) 日本産原産地証明書
- (2) 外国産原産地証明書
- (3) インボイス証明（商工会議所が指定する様式のみ）※
- (4) サイン証明（商工会議所が指定する様式の衛生証明書および自由販売証明書のみ）※

※本システムでオンライン発給できるインボイス証明やサイン証明は、商工会議所が指定する定型様式のみとなります。自社様式でインボイス証明、サイン証明を作成される場合はオンライン申請できません。

3. オンライン発給を希望される場合に必要となる手続き

(1) 貿易登録

令和4年1月4日（火）からは、発給方法（書面窓口・オンライン）に関わらず、貿易登録を「貿易関係証明発給システム」で一元管理いたします。既存の登録が有効期限内であっても、オンライン発給を希望される場合にはシステムによる貿易登録が必要となります。本システムに登録し、ID・パスワードを取得してください。

※オンライン登録を行うことで、登録日から新たに2年間登録有効となります。

(2) 書類提出

次の書類を本所宛て郵送、または窓口にご持参ください。

※審査後、「貿易登録証」を郵送にてご担当者様宛にお送りいたします。

- ① 貿易関係証明に関する誓約書（申請者向け）
- ② 貿易関係証明申請者署名届 **※サイナー本人の肉筆サイン（コピー不可）**
- ③ 貿易関係証明申請業者業態内容届
- ④ 登記簿謄本 < **履歴事項全部証明書**（※3ヶ月以内発行の原本） >

※「現在事項全部証明書」は不可

- ⑤ 印鑑証明書（※3ヶ月以内発行の原本）
- ⑥ 貴社のカタログ（※あれば）
- ⑦ その他（該当する事業所のみ）
 - ・代表者またはサイナーが外国人の場合（下記いずれかの書類）
在留カード（両面コピー）/パスポート（コピー）/住民票（3ヶ月以内原本）
 - ・中古品取り扱い業者
古物商許可証（コピー）

※①～③は「貿易登録のご案内（下記URL）」にアクセスし、プリントアウトしたものにご記入・押印をしてください。

https://coo.jcci.or.jp/eCO/form_int.htm?id=3401

4. 手数料（税込み）

		会 員	非会員	決済方法
登録手数料 （2年間有効）		無 料	5,500 円	現金（窓口） ※非会員のみ
発給手数料 （1件につき）	書面 窓口	880 円	1,760 円	現金（窓口）
	オンライン	1,040 円	1,920 円	クレジットカードのみ

※オンライン発給は、書面の発給手数料にシステム利用料（160 円）が上乗せされます。

5. その他注意事項

- (1) 令和4年1月4日（火）からは、発給方法（書面窓口・オンライン）に関わらず、貿易登録を「貿易関係証明発給システム」で一元管理いたします。更新時には必ず同システムにて手続きをお願いいたします。

（※登録有効期限の前月に改めてご案内いたします。）

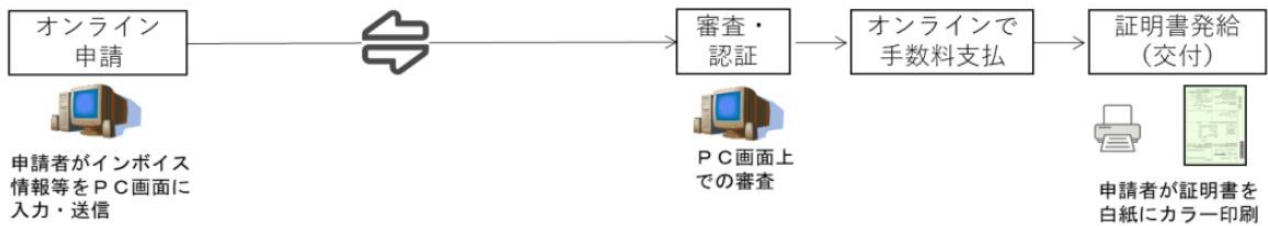
- (2) 外国産原産地証明書、インボイス証明、サイン証明、サブ ID 管理に関する操作マニュアルは本所ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
- (3) オンライン発給に対応していない証明や、肉筆サインでの証明を希望される場合は、従来の書面による窓口発給をご利用ください。

例：原産地証明書・・・肉筆サインを要求されている 等

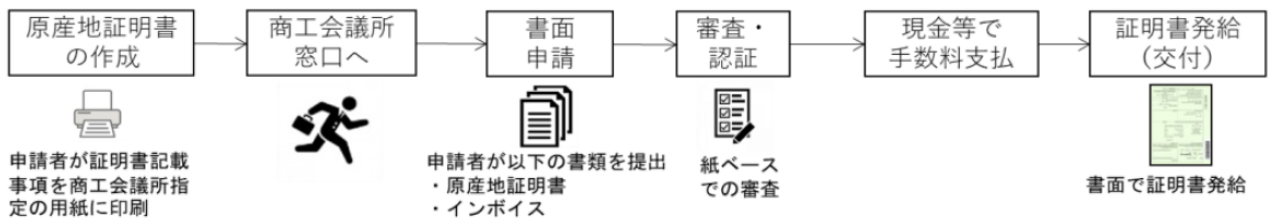
サイン証明・・・私製原産地証明、渡航 VISA 取得のための会社推薦状、
申請者所定の様式 等

インボイス証明・・・申請者所定の様式

【 オンライン発給の流れ 】



※現在の書面による窓口発給の流れ



【 オンライン発給のメリット 】

- ・ 自社にて申請・受取りができ、窓口に出向く時間や費用を節約することができる。
- ・ 申請履歴データの繰り返し利用により、入力の省力化ができる（最長3年間）。
- ・ 手数料の支払方法が、現金からオンライン決済へと変わることで、現金授受・管理に関する負担・リスクの減少、非対面・非接触による感染防止対策を推進することができる。
- ・ 窓口における書面発給の際に必要な専用紙の購入・保管コストを削減できる。

【本件担当】

広島商工会議所 産業・地域振興部 産業振興課

〒730-8510 広島市中区基町5-44

TEL (082) 222-6651 / FAX (082) 222-6411